

申込日 西暦 20 年 月 日

あんしんリフォーム工事瑕疵保険契約申込書 【一般リフォーム工事専用】

あんしんリフォーム工事瑕疵保険契約を以下のとおり申し込みます。

- 延床面積が500㎡以上または階数が4以上(地階を含みます。)の共同住宅または併用住宅の共用部分に対する工事は、あんしんリフォーム工事瑕疵保険の対象外となります。あんしん大規模修繕工事瑕疵保険をご利用ください。
- 認定品質リフォーム工事の場合は、「あんしんリフォーム工事瑕疵保険契約申込書【認定品質リフォーム工事専用】」をご利用ください。

登録センターコード	登録センター名	支店・営業所名
募集店コード	募集店名	支店・営業所名
受付センターコード	受付センター名	支店・営業所名

(取次店使用欄)

保険契約申込者 (被保険者)	登録事業者番号	※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記載不要です。									
	住所	フリガナ 〒 -									
	商社代表者名	フリガナ									

印
(法人の場合、個人印では取扱いできません。)

保険期間	基本構造部分(構造・防水)が基本的な耐力性能または防水性能を満たさないことによる生じた損害	<input type="checkbox"/> 5年間	<input type="checkbox"/> 10年間(オプション)
	対象リフォーム工事の実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないことによる生じた損害	<input type="checkbox"/> 1年間	<input type="checkbox"/> 2年間

保険期間を10年間とする部分 離れ増築の部分
○ 保険期間10年間(オプション)は、審査によりお断りする場合があります。

住宅・発注者情報	所在地	フリガナ 〒 -									
	発注者名	フリガナ	契約時の発注者の宅建業免許	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							

○ 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたしますので、あらかじめご了承ください。

(例) 吉 → 吉 橋 → 橋
祐 → 祐 今 → 今

地盤調査・地盤補強工事に関する報告

増築工事の場合は地盤調査等の要否を設計者等に確認する必要があります。

設計者等に確認しました。 ※調査等を実施する場合は以下も☑してください。
(地盤調査を実施する。 地盤調査と地盤補強工事を実施する。)

保険証券送付先	「保険契約申込者」欄に記載の住所とは異なる拠点に保険証券・保険付保証明書の送付をご希望の場合はご記入ください。(あらかじめ拠点登録の手続が必要です。)									
	登録事業者番号(拠点番号)	拠点名	担当者所属	担当者氏名						

検査希望日	○本帳票2頁目の「検査確認フロー」をご確認の上、実施する検査にチェックし、検査希望日をご記入ください。		
	実施する検査		検査希望日
	<input type="checkbox"/> 基礎配筋検査	西暦 20 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 上部躯体検査	西暦 20 年 月 日	<input type="checkbox"/> 施工中検査と同時検査を希望する(※)
	<input type="checkbox"/> 施工中検査	西暦 20 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 完了時検査	西暦 20 年 月 日		

※ 施工中検査と同時に実施することにより、検査手数料を割引くことができます。

申込概要	保険料等	申込受理証記載のとおり									
	住宅分類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 (<input type="checkbox"/> 共用部分の工事 <input type="checkbox"/> 専有部分の工事)									
	既存住宅部分の規模(増築工事を含まない)	延床面積	戸建住宅の場合 <input type="checkbox"/> 30㎡以下 <input type="checkbox"/> 30㎡超～300㎡以下 <input type="checkbox"/> 300㎡超～1000㎡以下 <input type="checkbox"/> 1000㎡超								
		階数	地上 階 地下 階 <input type="checkbox"/> 共同住宅の場合は全体の延床面積をご記入ください。								
	請負金額	円(税込み) <input type="checkbox"/> 請負契約全体の額(増築工事を含む場合は合算した額)をご記入ください。									
	保険金額	請負金額が500万円以下の場合 <input type="checkbox"/> 100万円 <input type="checkbox"/> 200万円 <input type="checkbox"/> 300万円 <input type="checkbox"/> 400万円 <input type="checkbox"/> 500万円 <input type="checkbox"/> 請負金額が500万円を超える場合 申込受理証記載のとおり									
	工事範囲	<input type="checkbox"/> 既存住宅部分の工事 <input type="checkbox"/> 増築工事 (<input type="checkbox"/> 離れ増築(※1)を含む <input type="checkbox"/> 離れ増築を含まない) ○ 選択した部分それぞれについて下表の工事内容欄を申告してください。									
	既存住宅部分の工事	基本構造部分(構造・防水)の工事	次の①～⑥の部分の新設・撤去する工事に該当する場合は、その全てに☑してください。(※3) <input type="checkbox"/> ① 耐力壁 <input type="checkbox"/> ② 筋かい <input type="checkbox"/> ③ 柱・梁 <input type="checkbox"/> ④ 小屋組 <input type="checkbox"/> ⑤ 屋根防水層 <input type="checkbox"/> ⑥ 外壁防水層 <input type="checkbox"/> ⑦ 上記①～⑥の新設・撤去以外の構造・防水の性能に関する工事を含む場合は☑してください。								
		上記以外の工事	<input type="checkbox"/> ⑧ 上記①～⑦以外の工事を含む場合は☑してください。								
	増築工事	建築確認日等(※2)	西暦 年 月 日								
構造		<input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造・SRC造									
増築工事	建築確認日等	西暦 年 月 日									
	増築部分面積	㎡ 増築部分階数 地上 階 地下 階									
増築工事	構造	<input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造・SRC造									

※1 既存住宅部分と構造上・外観上独立している増築工事を行います。 ※2 上記①～④の構造耐力上主要な部分の工事(部分的な加工のみの場合を除く。)が含まれる場合は、工事完了後に耐震基準等に適合していることが確認できる資料(本帳票2枚目参照)の提出が必要です。 ※3 これらの工事実施部分が完了時に隠蔽されず目視検査を実施できるものおよび工事の内容が部分的な加工のものは、基本構造部分新設撤去工事にあたらないこととしますので、このような工事の場合は区分⑦を選択してください。詳しくは「工事概要確認シート」をご参照ください。

申込担当者	所属	氏名	TEL
受理証等送付先メールアドレス(※1)			@
検査立会予定者(現場確認者)	会社名	氏名	TEL(※2)
工事監理者	会社名	氏名	TEL

※1 詳細は、本帳票2枚目をご確認ください。複数のアドレスを登録する場合は、別途「受理証等送付先メールアドレス記入シート」(X-340)をご提出ください。 ※2 日中連絡がとれる携帯電話等の番号をご記入ください。

他の保険契約(※) 無 有 保険法人名

※ 他の保険契約とは、あんしんリフォーム工事瑕疵保険と担保内容の全部または一部を同じくする瑕疵保険契約をいい、保険契約者が誰であるかを問いません。

募集人氏名	募集人番号		
受付センター記入欄	募集店記入欄	登録センター記入欄	備考
受領者氏名			
受領日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

★ 保険申込みにあたり、提出書類および検査のご確認にご利用ください。（本紙の提出は不要です。）

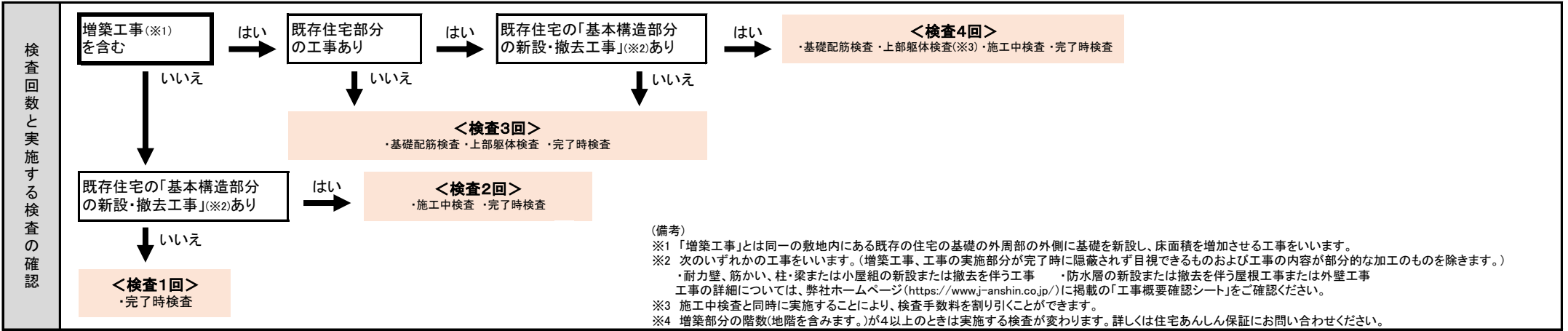
西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
和暦	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		

あんしんリフォーム工事瑕疵保険 提出書類確認シート

	申込書および添付書類	備考
申込関係書類	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">全ての住宅に共通する書類</div> <div style="flex-grow: 1;"> <input type="checkbox"/> 保険契約申込書 <input type="checkbox"/> 契約内容確認シート <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 平面図等(工事内容および工事範囲がわかるもの) <input type="checkbox"/> 工事実施部分の仕上げその他の仕様がわかるもの <input type="checkbox"/> 「工事請負契約書」の写しまたは「発注書+工事請書」の写し <input type="checkbox"/> 「工事費見積書」の写しまたは工事費の明細が確認できる資料 </div> </div>	本帳票1枚目
		住宅あんしん保証ホームページ(https://www.j-anshin.co.jp/)からダウンロードしてください。
		内外仕上表、特記仕様書、設備機器明細書等
		工事請負約款を使用している場合は、約款を含みます。
		内訳が「一式」となっている場合は、その明細について追加で提出していただくことがあります。
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">既存住宅部分の構造に関する工事を実施する場合</div> <div style="flex-grow: 1;"> <input type="checkbox"/> 工事完了時の既存住宅部分について新耐震基準等に適合することが確認できる資料 </div> </div>	・既存住宅部分の構造耐力上主要な部分に対する工事(軽微なものを除く。)を含む場合に必要です。 ・下段「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料」のいずれかの資料が必要です。
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">増築工事場を合</div> <div style="flex-grow: 1;"> <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図またはこれに代わる図面等 <input type="checkbox"/> 基礎の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 2階の状況に関する資料(平屋の場合は不要) <input type="checkbox"/> 防水措置の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 工事完了時の増築部分について新耐震基準等に適合することが確認できる資料 </div> </div>	平面図に兼ねることができます。 次のいずれかの資料とします。①基礎伏図および矩計図 ②基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料 ③構造図の写し 次のいずれかの資料とします。①2階床伏図 ②火打の位置がわかる資料 ③構造図の写し 次のいずれかの資料とします。①矩計図または断面図 ②外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料 ・横増築(構造一体)の場合は、既存住宅部分を含めて算出する必要があります。 ・離れ増築の場合は、当該増築部分の確認済証、建築確認通知書または検査済証の写し等が必要です。

新耐震基準等に適合していることが確認できる資料	資料の種類	建築確認日等	発行者等	その他要件	備考
	構造計算書または構造確認書(建築士法第20条第2項に規定する証明書)等の写し	作成年月日	建築士事務所	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。また、建築士の記名があるものに限りです。	建築士が現行建築基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性の確認または構造計算により確認したことを証する書類です。 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて発行者が耐震診断を行い、作成した書類です。
	耐震診断結果報告書の写し		確認検査機関・住宅性能評価機関 建築士事務所・地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。また、発行者が建築士の場合は建築士の記名があるものに限りです。	

検査確認フロー



受理証等送付先メールアドレス ・はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)
 ・2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。

保険申込み

➡

メールアドレスの仮登録

➡

本登録承諾確認メール

➡

URLアクセス+「承諾」(本登録)

➡

保険申込受理

➡

受理証送付メール

★ 保険申込みにあたり、工事内容のご確認にご利用ください。（本紙の提出は不要です。）

（隣住宅あんしん保証
技術管理部

あんしんリフォーム工事瑕疵保険 工事概要確認シート

あんしんリフォーム工事瑕疵保険をご利用いただく場合は、お申込み時に実施するリフォーム工事の区分(※)を申告いただく必要があります。

下表を参考に、今回実施するリフォーム工事の区分をご確認いただき、保険申込みの際にご申告ください。

また、ご確認いただいた工事の区分から、2ページ目のフローで実施する検査の回数等をご確認ください。（こちらもお申込み時に検査予定日等を入力いただきます）

※区分は「増築工事」と「既存住宅部分の工事(①～⑧)」があり、①～⑧の詳細は次のとおりです。

次の部分(①耐力壁 ②筋かい ③柱・梁 ④小屋組 ⑤屋根防水層 ⑥外壁防水層)の新設撤去工事 ⑦(①～⑥)の新設撤去工事以外の基本構造部分の工事 ⑧基本構造部分以外の工事

【ご注意】工事内容の確認のため、保険申込時に「図面などへの施工範囲の図示」や「工事内容見積書に数量の記載」をお願いします。

【既存住宅部分のリフォーム工事について】

工事内容	該当する基本構造部分	工事の区分 (保険契約申込書で選択する項目)	具体事例	その他該当する工事内容	保険期間		検査回数 (増築なし)
					基本構造部分	社会通念	
基本構造部分 (構造・防水) を含む工事 (構造・防水の性能に影響しない工事を除く)	構造	① 耐力壁 を新設または撤去する工事	・耐震改修工事		5年	1年 or 2年	基本構造部分 の新設・撤去 工事を含む ↓ 検査2回 (施工中検査あり)
		② 筋かい を新設または撤去する工事	・間取変更を伴う改修工事				
		③ 柱・梁 を新設または撤去する工事					
		④ 小屋組 を新設または撤去する工事					
	防水	⑤ 屋根防水層 を新設または撤去する工事	・屋根葺替え工事	・屋根材一体型の太陽光発電モジュールを設置する場合 ・カバー工法で屋根を葺替える場合（防水層の新設を含むもの）			
			・屋根新設工事				
			・屋根、バルコニーの防水工事	・防水工事によって新設される防水層が隠ぺいされる場合			
		⑥ 外壁防水層 を新設または撤去する工事	・外壁張替工事	・カバー工法で外壁を張替える場合（防水層の新設を含むもの）			
			・外壁新設工事	・窓を撤去し、開口部分を塞ぐ場合			
構造・防水	⑦ 上記①～⑥以外の基本構造部分(構造・防水)の性能に関する工事	・太陽光設置工事	・屋根置き型の太陽光発電モジュールを設置する場合				
		・サッシ工事	・サッシ交換する場合（同一開口サイズのサッシ交換）				
		・設備配管工事	・外壁または基礎部に配管が貫通する場合				
		・躯体補強工事	・床根太など構造躯体を交換、補強する場合				
		・その他工事	・構造躯体、防水層等の部分的な加工を行う場合 (※)				
上記以外の工事	⑧ 上記①～⑦に該当しない工事	・屋根メンテナンス工事	・屋根葺き材の部分補修や塗装を行う場合 (※)				
			・屋根板金の補修または交換を行う場合 (※)				
			・瓦屋根の棟漆喰部を積み直す場合				
		・外壁メンテナンス工事	・外壁材の部分補修や塗装 (※)				
			・外壁材（サイディング等）目地のシーリング打換えを行う場合 (※)				
		・バルコニーメンテナンス工事	・床トップコート（美観上のメンテナンスの場合）の塗り替え (※)				
		・設備工事	・住設機器（キッチン、洗面化粧台、便器など）入替を行う場合				
・内装工事	・内壁のクロスや床仕上げ材の貼替を行う場合						

(※) 「防水性能に関する補修工事」または「防水を意図した措置」を含む場合は、⑦の工事に該当します。

例えば、開口部（配管等貫通孔含む）周囲、ALC外壁の防水目地、バルコニー掃出しサッシ下端、手すり笠木取り合い等のシーリング工事、軒先・ケラバ等の板金工事 または 仕上げ材の部分張替え